令和２年度第２期財務監査及び行政監査の結果（令和３年３月30日付け）に対する措置

令和４年８月29日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
行政財産の目的外使用許可について（文化スポーツ部 スポーツ課） 地方自治法第238条の４第７項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されており、本市では行政財産の目的外使用許可については市川市財務規則（以下「規則」という。）、その額については市川市使用料条例で定められている。 令和２年度の市川市市民プール土地使用許可に係る事務を調査したところ、以下のとおり不適切な事例が確認された。 ア　規則第180条第１項では、行政財産の使用許可の期間は、１年以内とするとされている。 しかしながら、平成８年から使用を許可し、その後も毎年許可期間の更新を行っているものについて、令和２年７月に、令和元年度及び２年度分の使用許可を行っていなかったことが判明したため、期間を平成31年４月１日から令和３年３月31日までとして使用許可申請書の提出を受け、使用期間を２年間として許可を行っていた。 イ　規則第183条では、行政財産使用許可の申請を受け、使用許可が決定されたときは、行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならないとされている。	指摘事項に対して、以下のとおり措置を講じ、令和３年度の行政財産の目的外使用許可を適切に行うとともに、今後、当該手続きに遺漏なきよう事務を見直した。 ①　行政財産使用許可の申請を受けた時点で使用許可伺を起案し、令和３年４月１日付で使用許可を行うとともに、速やかに調定を行い、納付書を送付した。 ②　使用許可期間の更新が見込まれる案件について、次年度も継続して使用する場合には毎年度申請が必要である旨を、前年度の２月に通知することとした。 ③　行政財産の目的外使用許可について、進捗管理表を作成し、所属内の職員が事務の流れを確認できるようにした。

また、規則第29条第1項第3号では、調定の時期について、随時の収入で納入の通知を発するものは原因の発生したときとされている。 しかしながら、令和2年4月1日付けで行政財産使用許可申請書が提出されたにもかかわらず、同年10月2日に、令和2年4月1日付けの行政財産使用許可書、及び同年10月1日に調定した納付書を送付していた。 これらのことから、許可期間の更新が見込まれる案件については、使用者に対して使用期間満了前に更新手続きを促す通知を行うなどし、行政財産使用許可の申請を受けた時点で使用許可及び調定を行い、行政財産の使用許可事務を速やかに行われたい。	（市長から通知のあった日：令和3年7月14日）

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
補助金の実績報告について（文化スポーツ部 スポーツ課） 市川市少年野球連盟活動費補助金及び市川市女子フットベースボール連盟活動費補助金は、野球又はフットベースボールを通じた青少年の育成を目的に、各連盟が実施する事業に要する経費として一部を交付するものである。 市川市少年野球連盟・市川市女子フットベースボール連盟活動費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で、補助金交付申請や実績報告の際の申請書類、及び添付書類について規定されているが、それらだけでは補助対象経費の把握ができない状況であり、また、実際に支出したことを裏付ける領収書などの確認を行わないまま交付額を確定していた。 これらのことから、補助対象経費が明確にわかるよう、交付手続に係る様式を整備するとともに、補助対象経費の支出を証する領収書等を実績報告書の添付書類とするよう要綱に明記し、適正な補助金交付事務を行われたい。	令和４年３月に要綱の一部改正を行い、補助対象経費明細書を様式として定め、当該補助対象経費明細書を申請書に添付するよう明記した。また、補助対象経費決算書を様式として定め、当該補助対象経費決算書及び補助対象経費の支出を証する領収書等の写しを実績報告書に添付するよう明記した。 （市長から通知のあった日：令和４年８月 25 日）